

# 「若者応援宣言企業」の宣言方法について

## ■ 「若者応援宣言企業」を宣言するまでの手続き（流れ）について

**STEP 1** 学卒求人など若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていることが必要です。

ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

また、大卒等求人については「既卒3年まで応募可」であること、一般求人については「35歳未満対象・経験不問」であることが必要です。

**STEP 2** 宣言書【別紙1】の提出（宣言基準の確認）

若者応援宣言企業の宣言基準を満たしていることを確認させていただくため、宣言書【別紙1】の基準1～10を確認の上、事業所名等の記載をお願いいたします。

### 【確認内容】

- ・若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいること。
- ・自社の雇用管理の状況等、各種情報を公表していること。
- ・労働関係法令違反を行っていないこと。
- ・事業主都合による解雇等を行っていないこと。
- ・新規学卒者に対し、採用内定取消を行っていないこと。
- ・各種助成金について、不支給措置を受けていないこと。 等

**STEP 3** 事業所 PR シート【別紙2】の提出

事業所 PR シート【別紙2】に、御社の若者の育成の取組等、就職関連情報の記載をお願いいたします。

御記入にあたっては、事業所 PR シートの裏面の「記入上の注意」をご確認ください。なお、記載例については、事業主向けリーフレットの記載例をご参考下さい。

**STEP 4** 「若者応援宣言企業」宣言完了

求人票に「若者応援宣言企業」と記載し、事業所 PR シートとともに、原則、ハローワークシステムにおいて公開いたします。

なお、大学等求人を提出された場合につきましては、「大卒等就職情報 WEB 提供サービス」にも企業情報を登録するようお願いいたします。

併せて、都道府県労働局のホームページにも事業所名等を掲載いたします。